

議案第 4 号

木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成24年条例第33号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年4月19日提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和4年4月1日から同年4月30日までの間における管理者の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する額から100分の10に当たる額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。